

南城市生体認証システム再構築事業
仕 様 書

沖縄県南城市
DX 推進課

1. 背景と目的

現在利用している生体認証システムは構築から6年が経過しており、システムのサポート期限を迎えることから、システム及びサーバの再構築を行い、情報セキュリティの確保並びに利用者及び管理者への負担が軽減できることを目的に「南城市生体認証システム再構築事業」を実施する。

2. 概要

2.1 事業名

南城市生体認証システム再構築事業
(以下、「本事業」とする。)

2.2 事業内容

本市で運用している現行システムから、本事業にて再構築を行う新システムに、利用者及びデータがスムーズに移行できるよう、以下の業務を行うこと。

- ① 生体認証システムの再構築
- ② 生体認証システム専用サーバ（以下、「生体認証サーバ」とする。）の再構築
- ③ 再構築全般に係る総合的なコンサルティング及び支援
- ④ 新システムの動作検証
- ⑤ 新システムへの認証情報の再登録
- ⑥ 職員向け運用マニュアルの作成と操作研修の実施

2.3 履行期間

契約締結日翌営業日～令和8年3月31日（火）

2.4 システム仮稼働

令和8年3月24日（火）までに新システムへの認証情報の登録が行える状態であること。

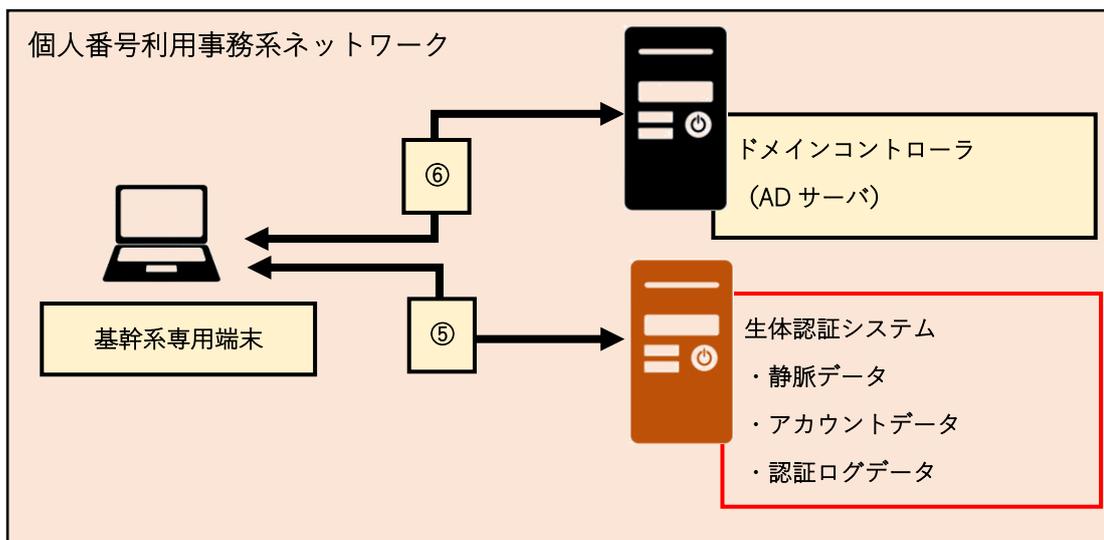
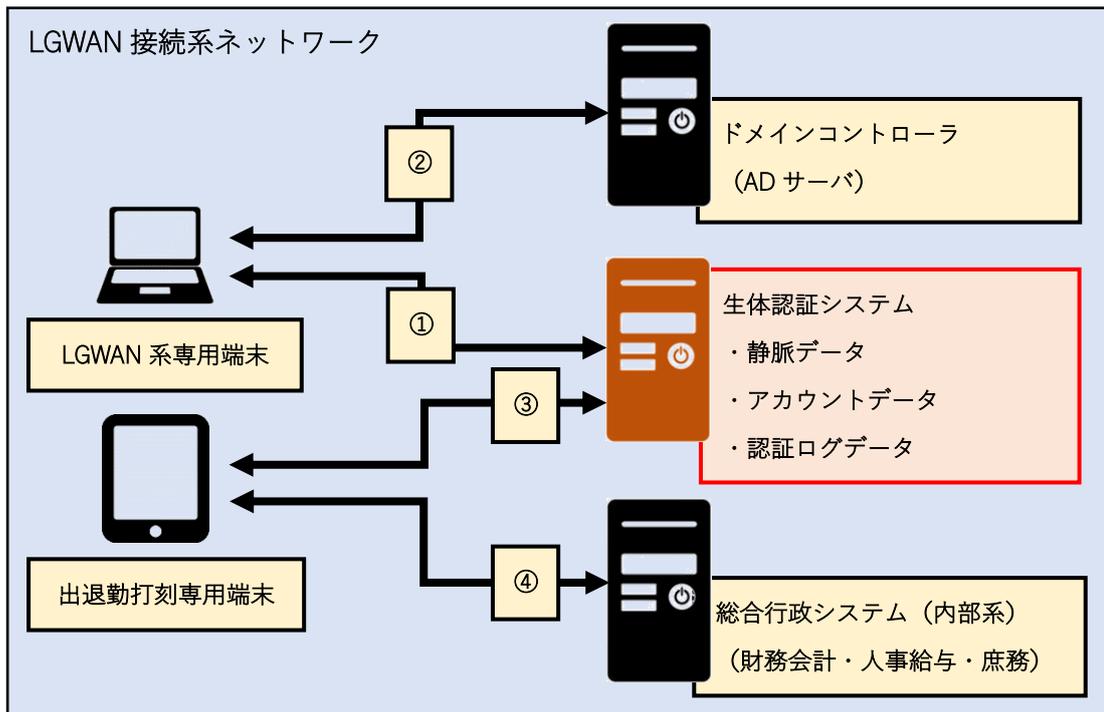
2.5 納品場所

南城市役所 企画部 DX推進課

3. 現行体系

本市で現在導入している生体認証システム（手のひら静脈認証システム）のシステム構成は下図のとおりである。端末の保有台数はLGWAN系専用端末が約500台、基幹系専用端末が約200台あり、職員1人にLGWAN系専用端末が1台配布（業務内容に応じて基幹系専用端末もあわせて配布）されているが、共用で使用している端末もある。そのため、1人の職員に対して1つのユーザーアカウント（以下、「アカウント」とする。）のみ所有しているとは限らず、複数のアカウントを所有している職員もいる。また、約500台あるLGWAN系専用端末のうち、約350台には内蔵カメラ（解像度HD 1280×720ピクセル）が搭載されている。

※現行体系については、現状のシステム構成を参考資料として記載している。システム構成やサーバ機器の数量等については、最適な内容を提案すること。



- ① LGWAN 接続系ネットワーク（以下、「LGWAN 系 NW」とする。）環境下では、生体認証サーバに認証情報を格納しており、LGWAN 系専用端末に接続された生体認証デバイスに手のひらをかざすことにより、生体認証システムからアカウントデータを取得する。
- ② 取得したアカウントデータを基にドメインコントローラ（AD サーバ）にアクセスして Windows ログオン認証を行う。（アプリケーションログオンには使用していない。）
- ③ 出退勤打刻専用端末に接続された生体認証デバイスに手のひらをかざすことにより、生体認証システムから取得したアカウントデータを基に出退勤打刻データ（※）を作成し、出退勤打刻専用端末に保管する。
- ④ 出退勤打刻データを総合行政システム（内部系）サーバ内の特定のフォルダに送信する。

- ⑤ 個人番号利用事務系ネットワーク（以下、「基幹系 NW」とする。）においても、LGWAN 系 NW と同様に生体認証デバイスに手のひらをかざすことで認証を行う。
- ⑥ 手のひらによる認証を行ったあと、更にパスワード入力を行うことで Windows ログオン認証を行う。（二要素認証）

※出退勤打刻データに関する情報は下記のとおりである。

【ファイル名】

指定なし

【ファイル形式】

テキスト形式 (.txt)

【レイアウト】

データ項目	桁数		編集方法
	整数	小数	
データ区分	2	0	31（固定）
打刻日	8	0	yyyymmdd
打刻時間	4	0	hhmm
勤務区分	2	0	00（固定）
出退区分	2	0	01:出勤、02:退勤、03:外出、04:戻り
社員コード	10	0	先頭からゼロ詰めで 10 桁
例外コード	2	0	00（固定）
ターミナルナンバー	2	0	打刻端末の固有番号
通信先ナンバー	3	0	000（固定）
改行コード	1	0	CR+LF

例) 職員番号「507」が「2025年7月4日15時20分」に「退勤」した場合

【ファイル名】

IP13123010320250704152043506

【ファイルの中身】

31202507041520000200000005070003000

4. システム要件

4.1 共通事項

- ① 安全性、可用性、経済性を考慮し、生体認証システムの運用に係るハードウェア、ソフトウェアが最適化できる構成であること。
- ② 生体認証システムの維持管理に係る保守内容と費用を明確にすること。
- ③ 南城市施設内に設置されているサーバやネットワーク機器の設定追加若しくは変更が生じる際には、その費用は受託事業者にて負担すること。
- ④ この仕様に関して受託事業者は、想定される本市と受託事業者の役割や責任を明確にすること。

- ⑤ システム運用開始日に向けての実施事項、スケジュール及び実施体制を明確にすること。
- ⑥ その他、生体認証システムを稼働させる上で機器の追加等が発生した場合、本市と協議の上、追加機器の費用負担は受託事業者にて行うこと。

4.2 生体認証システム

- ① 現行の運用体系を維持した上で、本市の基幹系 NW 及び LGWAN 系 NW 環境にサーバ運用型で構築すること。
- ② 本市の ActiveDirectory と連携して Windows ログオン認証が可能なこと。
- ③ 基幹系 NW 環境下で Windows ログオン時の際には、生体認証とパスワード入力を組み合わせた二要素認証方式による認証を行うこと。
- ④ LGWAN 系 NW 環境下で Windows ログオン時の際には、生体認証のみによる認証を行うこと。
- ⑤ 1:N 認証 (ID 入力無しで個人を識別する方式) が可能なこと。(N=2,000 以上)
- ⑥ 本市で運用している総合行政システム (内部系) と連携させ、出退勤の打刻が可能なこと。(連携の仕組みは「3.現行体系」を参照)
- ⑦ 他システム/アプリケーションとの認証連携 (シングルサインオン) に対応していること。さらに、他システム/アプリケーションごとに認証連携 (シングルサインオン) の設定有無を変更できること。
- ⑧ 複数の生体認証方式を組み合わせたハイブリッド方式などの提案も可能とする。

4.3 生体認証システムクライアントソフト

- ① 生体認証ソフトウェアは 1,000 ライセンス以上 (基幹系 NW : 300、LGWAN 系 NW : 700) を想定すること。
- ② 下記の OS に対応していること。
 - Windows®11 Pro 64bit
 - Windows®10 Pro 64bit
- ③ 生体認証による本人認証をキーとして Windows ログオン及びアプリケーションログオンにおける認証機能を有すること。
- ④ Windows ログオンやアプリケーションログオンのアカウント情報は、生体認証サーバから取得してログオンできること。
- ⑤ Windows ログオン機能については、起動時の Windows ログオン、ログオフ状態からの Windows ログオン、スタンバイ状態からの Windows ログオン、パスワード対応型スクリーンセーバーからの復帰時ログオンが可能なこと。
- ⑥ Windows ユーザーアカウント毎に生体データを登録することにより、1 台のクライアント端末を複数ユーザーで利用可能なこと。
- ⑦ クライアント端末での生体認証時に、どのユーザーが認証処理を行ったかを日時と共にログとして保存する機能を有すること。
- ⑧ 二要素認証方式の際は、生体認証デバイスから取得した生体パターンによりユーザ

ーを特定した後にパスワードを要求する方式であること。

- ⑨ ネットワーク等の障害により生体認証サーバとの通信が行えない場合でもクライアント端末へのログオンが可能となるような機能を有すること。
- ⑩ 生体認証デバイスに故障が発生した場合や、リモート環境でのクライアント端末の操作を行う場合など、管理者が当該ユーザーのみを指定してユーザーIDとパスワードの手入力による代替認証を可能とする機能を有すること。

4.4 生体認証サーバ

- ① 生体認証サーバは全職員で利用することとなる為、ハードウェア障害時の停止時間ができる限り短くなるよう、可用性に優れたハードウェア構成及び電源構成にすること。
- ② 形状はラックマウント型で本市電算室に設置済みの19インチラック（EIA規格に準拠）に搭載可能なものとする。
- ③ 無停電電源装置（UPS）、バックアップ装置を備えること。機器や仕組みについては最適なものを提案すること。
- ④ ラック収納サイズはサーバ1台あたり1U以下、無停電電源装置1台あたり2U以下とすること。
- ⑤ システムの稼働に要十分なスペック（OS/CPU/メモリ/HDD）を実装すること。
- ⑥ KVMスイッチは既存のものを使用することとするが、接続する為のケーブル等必要なものは受託事業者にて準備すること。
- ⑦ 5年間以上の保守サポートに対応可能であること。

4.5 生体認証デバイス

- ① 生体認証デバイスは、LGWAN系、基幹系、出退勤打刻用の各端末の合計で700台準備すること。ただし、顔認証方式を採用する場合で、LGWAN系専用端末（350台）に搭載された内蔵カメラ（HD 1280×720ピクセル）を使用した認証が可能な場合は、残り350台のみを準備すること。
- ② 利用者の体質や個人差を考慮し、全ての職員を網羅した認識率の高いデバイスを採用すること。また、顔認証方式を採用する場合は、マスク・メガネ・帽子などを着用していても認証が可能であること。
- ③ 下記のOSに対応していること。
 - Windows®11 Pro 64bit
 - Windows®10 Pro 64bit
- ④ USB 2.0以上に対応していること。

4.6 出退勤打刻専用端末

- ① 出退勤打刻用専用端末はノート型パソコン（タッチパネル対応）またはスレート型パソコン（タブレット型）とし、スレート型パソコンの場合は専用のスタンドを設置すること。設置台数及び設置箇所は下表のとおりとする。

No.	接 続 拠 点	住 所	設置台数
1	南城市役所	南城市佐敷字新里 1870 番地	8 台
2	大里こども園	南城市大里字仲間 917	1 台
		合計	9 台

- ② システムの稼働に要十分なスペック（OS/CPU/メモリ/HDD）を実装すること。
- ③ 画面サイズは液晶 10.1 型 WUXGA（1,900×1,200 ドット）以上とすること。
- ④ インターフェースは USB3.0 以上×1 以上とすること。
- ⑤ 通信機能は無線 LAN（IEEE 802.11 ac/n/a/b/g）、Bluetooth v3.0 以上に準拠していること。

5. 教育・研修

- ① ハードウェア及び各種ソフトウェアの設定、運用及び保守の手順、障害発生時における対応など詳細に記載した運用管理手順書及び研修資料等の書類を作成し本市に対して教育・研修等を行うこと。
- ② 運用管理手順書については、本市職員に対しても十分理解できる簡易版も用意すること。
- ③ 研修及び場所については、本市と協議すること。

6. 運用保守・製品サポート

- ① ハードウェア及びソフトウェアについては、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の保守とする。保守時間外でも可能な限り対応を行うこと。
- ② 製品については、システム本番稼働後、5 年間以上の保守が可能であること。5 年未満で保守が切れる製品を利用する場合は、受託事業者の責任でサポート対応可能バージョンへのアップグレード費用（ライセンスアップグレード及び作業費）を保守費用に計上すること。
- ③ ソフトウェア及びハードウェアについて障害が発生した場合には、速やかに原因を特定し、復旧に必要な措置を講じ、可能な限り当日中に正常稼働ができるよう体制を確保すること。保守時間外に発生した障害については、可能な限り翌営業日の業務開始時までには正常稼働ができるよう体制を確保すること。
- ④ 運用時にセキュリティの脆弱性やバグが判明した際は無償で対応すること。
- ⑤ 本市から要請があった場合は現地対応支援を行うこと。
- ⑥ 新システムへの認証情報の再登録は、本市職員と連携して受託事業者が行うこと。ただし、クライアント端末への生体認証ソフトウェアのインストールは本市で実施する。

7. 成果物

受託事業者は以下の書類を紙媒体で正・副 2 部及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 1 部提出すること。なお、電子媒体については、本市のクライアント PC にて読み取り可能な形式で提出すること。

また、下記以外にも本市との協議のうえ、必要と判断された成果物があれば別途提出すること。

No.	分類	成果物	概要
1	管理関連	作業実施計画書	本事業全体の実施計画を取りまとめた文書
2		進捗会議報告資料	受託事業者が担当部署（政策調整課）と実施する進捗会議での報告に用いる資料
3		進捗管理表	受託事業者が本事業の進捗管理及び報告に用いた資料
4		議事録	受託事業者が出席した会議の議事録
5		作業完了報告書	本事業の作業結果を取りまとめた文書
6	システム関連	システム明細表	本事業で導入したハードウェア及びソフトウェア（メーカー／製品名／型番／数量）の一覧をまとめた文書
7		システム構成図	本事業で構築したシステム構成が分かる文書
8		ハードウェア設定書	生体認証サーバ及び庶務システム連携用打刻装置の設定情報（機種／OS／HDD 構成／ネットワーク設定等）が記載された文書
9	試験関連	システム試験動作実施計画書	システム動作テストの実施手順及び試験項目についてまとめた文書
10		システム試験動作結果報告書	システム動作テストの検証結果についてまとめた文書
11	マニュアル 関連	システム管理者向け操作マニュアル	管理者が本番稼働時に使用する監視方法・端末操作方法を示した文書
12		システム利用者向け操作マニュアル	利用者が本番稼働時の端末操作方法を示した文書及びチュートリアル資料
13		運用マニュアル	運用体制や障害発生時の対応フローチャート及び連絡先などをまとめた文書

8. その他

- ① 本事業において納入した成果物に関する問い合わせには、速やかに対応すること。
- ② 本事業の契約期間終了後、運用サポート及び保守に相当する業務を受託事業者以外の者が受託することとなった場合は、その者に対し、本市の立会いのもと、引継を行うこと。
- ③ 受託事業者は、本市が定める情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- ④ 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、本市と協議すること。